

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第68号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年 3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第68号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）の項中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」に、「ふぐ取扱業の」を「ふぐ処理業の」に、「ふぐ取扱業認証書」を「ふぐ処理業認証書」に、「第11条第6項」を「第11条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）